

東京都障害者福祉計画・第3期東京都障害者福祉計画の策定に向けて（素案）への意見

船木 勝雄（障都連）

1、はじめにの項について

- ① 障害者施策における「東京都の独自施策」が障害者の生活と権利の充実のため役割を果たしてきたことを表記する。
- ② 国の動向について…現在、厚生労働省において、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が提言した「骨格提言」に基く、総合福祉法（仮称）の検討が行われていて、今年の通常国会に提案されること、2013年8月に自立支援法が廃止され、新法が実施されることなどが閣議決定されている。これらの事を表記する。
- ③ 障害者権利条約が批准できるよう法制度の整備が求められている。東京都においても条例などの整備が必要である。このことについて表記する。

2、施策目標の実現に向けて

- ① 東京都の役割としては、各市町村の格差是正のために、財政的支援を含めて、基本計画に基づく目標をどうたてるかについての具体的方策を検討すべきである。
- ② 障害福祉サービス…居宅介護において、ホームヘルパーが入院時の介護が出来ないなどの矛盾があり、改善を求める必要がある。
- ③ グループホーム・ケアホーム・日中活動系サービス…「順調に進んでいる」「サービス量を上回っている」としているが、目標の設定について実態に即しているか検討すべきである。
- ④ 日常生活を支えるサポート体制の整備…特に相談支援事業、自立支援協議会については重要であり、区市町村への支援を強めていく具体的な方策を示すべきである。
- ⑤ 入所施設定員数のあり方…現状を踏まえ、増設計画を含め検討をすべきである。
- ⑥ 一般住宅への移行支援…都営住宅の増設も課題にすべきである。
- ⑦ 災害時における障害者支援…災害対策については、東日本大震災の経験を踏まえ帰宅困難者問題等について調査、検討する。
- ⑧ 一般就労のための支援の充実・強化…都の職員について、身体障害者だけでなく、知的・精神障害者も対象として、就労を促進していくべきである。また、東京の障害者就労状況の実態をつかみ、検討すべきである。働いている障害者が継続して就労できる施策を展開する（アフター5の懇談会など）。

■計画策定に向けた聴覚障害者の要望

1、聴覚障害者にとっての情報提供の改善

・聴覚障害者にとっては視覚情報の充実、聴覚情報提供方法の改善が急務です。

特に日常的には就労面、地域活動面、余暇活動の面、非日常的なところでは災害対応面、参政権等に大きな課題があります。

- ・高齢者に共通しますが、「音声の聞きやすさ」についても改善が必要です。ゆっくりはっきりした案内、環境騒音の減少、等が多く聴覚障害者、高齢者の QOL を高めます。
- ・特徴的なところでは、放送通信機器等、各種マルチメディア情報に対するアクセス権の保障が急務です。
- ・改正バリアフリー新法や東京都ふくしのまちづくり条例にあるような、交通機関、施設での文字情報普及、音声情報の保障は今後も継続をお願いします。

2、テレビ映像では字幕が必要です。

テレビ字幕は未だ字幕番組／総放送番組が地デジで50%弱、BS放送に至っては殆ど無いと言っていいくらいです。その他、ネットのオンデマンドやサイマル放送でも字幕が付かず理解できません。東京 MXTV での字幕普及に、東京都からも提供番組や政見放送、ネットでの再配信など、あらゆる機会を捉えて働きかけをお願いします。

都議会中継のネット配信には字幕をつけてください。生中継での字幕は難しいですが、まずはネット配信での字幕付与をお願いします。

3、通信面

電話リレーサービスを東京都でも活用してください。欧米では当たり前になっている電話リレーサービスがあれば、電話が使えない聴覚障害者も、電話を持っている相手との連絡が可能になります。本来は諸外国と同様、国が負担、または電話ネットワークの利用者が按分に負担すべきものと考えますが、まず東京都の連絡窓口で使用できるようにしてください。その際の利用料金は東京都が負担してください。

4、都営交通の字幕

運行情報のうち突発的事態は必ず字幕で表示してください。聴覚障害者には遅延情報、突発的事態がわかりません

■計画策定に向けた障害児放課後活動分野からの意見

1、素案3頁 ・ 第2章1節1(1)

「○東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援。調整を図りながら、東京都全員の見込量を作成する必要がある。」に関する意見

意見：平成24年4月から始まる「放課後等デイサービス」の見込量は現行の児童デイサービスの自然増加分よりも多くなる予想ができるため、各区市町村で「放課後等デイサービス」の見込量をしっかりと把握する必要があります。

2、素案5頁 ・ 第2章1節2(1)

「○法改正に伴う相談支援の充実のためには、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の相談支援専門員を計画的に育成していくための研修を計画的に拡大実施していくことが不可欠である。このため、研修実施機関を都知事の指定を受けた事業者拡大し、

連携して相談支援専門員の育成を図っていく必要がある」に関する意見

意見：自閉症の子どもたち、発達障害のある子どもたち、重度障害の子どもたち、そしてその家族に対する相談を十分に実施できるような専門の知識・技能を身に付けた相談支援員の育成を図れる体制作りを行う必要があります。

3、素案 14 頁 ・ 第 2 章 2 節 2

「○障害のある子供及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細かな相談対応や支援が必要である。」に関する意見

意見：上記相談支援に関する意見と同じですが、現時点で、これを高度に行い得る人材は大変乏しいです。制度をしっかりと担保できる人材の育成が必要不可欠です。

「○障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行う必要がある。」に関する意見

意見：行政・学校・療育機関（放課後等デイサービスも含む）の連携については、これまでも図ってきていますが、不十分です。ニーズに関しても、障害のある子どものニーズはもちろん、保護者のニーズも考える必要があります。放課後等デイサービスに関しては、その支援計画の作成など今後連携する必要がある部分が増えてくるので、それをマネジメントする人材とプロセスの確保が必要となります。その点をしっかりと念頭に置いてニーズを拾っていただきたいです。

「○児童福祉法の改正により、障害児施設及びサービスが障害児通所支援・入所支援に一元化されるとともに、通所サービスの実施主体が身近な区市町村に見直されることとなった。～（割愛）～東京都は国の動向を引き続き注視し、区市町村と連携して適切に対応していく必要がある。」に関する意見

意見：東京都は 2012 年度の通所訓練事業の継続を約束しましたが、2013 年度以降も法内移行が困難な放課後グループには、適切な支援の継続をお願いしたい。

3、その他

- ① ○以下箇条書きの文章表現で、施策の重点や連携がわかりにくいので、誰にもわかるような書き方、表現にしてほしい。また、障害者の生活実態が見えるような文章表現になるように検討してほしい。前回と異なる点には傍線をつけてほしい。
- ② これらの計画についての「パブリックコメント」を広く求めていくために、「説明会」を広く開催すべきである。
- ③ 障害程度区分、支給決定は、実態に合ったものにするよう引き続き国に働きかけること。
- ④ 国連の障害者権利条約批准をめざす国の施策の大転換期にあたって、首都東京の障害者施策にかける意気込みが感じられるよう、予算措置含む取り組みの強化を求めたい。